

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年9月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100053号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100025号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月27日は24万2,000円、同年12月28日は30万7,000円、平成28年8月8日は24万5,000円、同年12月27日は15万円に訂正することが必要である。

請求期間①から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日

私は、A社から請求期間①から④までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、A社から請求者に対して請求期間①は24万2,000円、請求期間②は30万7,000円、請求期間③は24万5,000円、請求期間④は15万円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められ

る。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100054号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100026号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月27日は28万3,000円、同年12月28日は32万7,000円、平成28年8月8日は28万3,000円、同年12月27日は32万7,000円、平成29年12月28日は33万7,000円、平成30年7月31日は28万7,000円、同年12月28日は35万1,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑦までの標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年7月31日
⑦ 平成30年12月28日

私は、A社から請求期間①から⑦までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑦までの賞与を記録し、年金額に反映して

ほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに複数の同僚から提出された賞与明細書により、A社から請求者に対して請求期間①は28万3,000円、請求期間②は32万7,000円、請求期間③は28万3,000円、請求期間④は32万7,500円、請求期間⑤は33万7,500円、請求期間⑥は28万7,000円、請求期間⑦は35万1,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑦までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤から⑦までについては、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100055号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100027号

第1 結論

請求期間①から⑦までについて、請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月27日は22万8,000円、同年12月28日は24万6,000円、平成28年8月8日は23万1,000円、同年12月27日は24万7,000円、平成29年12月28日は24万8,000円、平成30年7月31日は23万5,000円、同年12月28日は24万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間⑤から⑦までの標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月27日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月28日
⑥ 平成30年7月31日
⑦ 平成30年12月28日

私は、A社から請求期間①から⑦までの賞与の支払いを受け、当該賞与から保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑦までの賞与を記録し、年金額に反映して

ほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳により、A社から請求者に対して請求期間①は22万8,000円、請求期間②は24万6,000円、請求期間③は23万1,000円、請求期間④は24万7,000円、請求期間⑤は24万8,000円、請求期間⑥は23万5,000円、請求期間⑦は24万9,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑦までの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や保険料の納付について、回答を得られなかったものの、請求期間①から④までについては、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、事業主は、請求期間①から④までに係る賞与は支払っていない旨主張しているほか、請求期間①から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めている上、オンライン記録によると、A社において請求期間①から④までの賞与に係る年金記録が確認できる者は、上記の過去に年金記録の訂正請求を行った者のみであることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤から⑦までについては、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100056号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2100002号

第1 結論

昭和36年4月から昭和42年7月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和42年7月まで

私は、A町(現在は、B市)に所在したC事業所に昭和34年1月から勤務したが、勤務している人数が5人未満であったためD年金には加入できないことから、国民年金に加入し、昭和36年4月から昭和42年7月までは国民年金被保険者として保険料を納付した。日本年金機構E年金事務所から、昭和36年4月から昭和42年7月までの保険料は還付した記録となっていると説明があったが、保険料が還付された事実はなく、受取書を書いた記憶もないので、調査の上、請求期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において国民年金に加入し保険料を納付しているが、納付した昭和36年4月から昭和42年7月までの保険料が還付された事実はなく、受取書を書いた記憶もないとして、年金記録の訂正請求を行っている。

しかしながら、請求期間当時の国民年金法第7条第1項において、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民は国民年金の被保険者とする規定され、同条第2項第1号において、被用者年金各法の被保険者は国民年金の被保険者として規定されているところ、F共済組合の回答及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む昭和34年1月1日から昭和54年8月1日までの期間はF共済組合の組合員であることが確認できることから、請求者は請求期間において、国民年金の被保険者となることはできない。

また、請求者の国民年金被保険者台帳によると、請求者の国民年金被保険者資格

は、昭和 35 年 10 月 1 日取得、同月 10 日喪失と記載されており、保険料の納付が開始された昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 7 月までの保険料 1 万 2,100 円について、同年 11 月 14 日に還付決定された記録が確認できる。

さらに、日本年金機構が保管する還付整理簿によると、請求者に対し、昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 7 月までの保険料 1 万 2,100 円が同年 11 月 14 日に還付決定され、昭和 43 年 1 月 27 日に支払われた記録が確認でき、当該金額は、前述の国民年金被保険者台帳において確認できる請求期間に納付された保険料と一致している。

これらのことから、請求期間に納付された保険料について、還付されたとする記録に不自然さは見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間を保険料の納付済期間として認めることはできない。